

※分からないことや詳しいことは、☎にお問い合わせください。

下水道受益者負担金 平成 25 年度賦課対象地域

☎下水道課管理係
☎ 64-2700

●受益者負担金制度とは

公共下水道の建設には多額の資金が必要です。大部分を国と市が公費で負担しますが、公共下水道が整備されることで直接利用できる区域の人にも、その一部を負担していただく制度です。下水道の早期普及のため、皆様のご協力をお願いします。

●下水道受益者負担金申告

下水道受益者負担金の「平成 25 年度賦課対象区域」の公告を行っています。25 年度賦課対象区域となる土地所有者には、地積などを記入した「下水道受益者申請書」を 4 月 15 日頃に送りますので、必要事項を記入して、申告をお願いします。

●賦課対象区域

- ①原万田字倉懸・辻の一部区域
- ②荒尾字下磯の一部地域
- ③宮内字永田の一部区域
- ④増永字上屋敷の一部区域
- ⑤一部字外磯・中磯の一部区域
- ⑥蔵満字外磯の一部区域
- ⑦蔵満字葦塚の一部地域
- ⑧牛水字東北原・西北原の一部区域
- ⑨菰屋字辻の一部区域

●申告期限 5 月 15 日（水）



移動図書館「読む読むくん」巡回予定表（4 月～6 月）

☎市立図書館
☎ 63-2379

曜日	ステーション	時間帯	巡回日	曜日	ステーション	時間帯	巡回日
月	くすりの金龍堂	11:05～11:25	4/2(火)、4/22 5/13 6/3、6/24	月	桜山中央集会所	10:00～10:20	4/15 5/9(木)、5/27 6/17
	桜山小学校	13:00～13:40			メディア交流館	10:40～11:00	
	セブンイレブン緑ヶ丘店	14:10～14:30			八幡小学校	13:00～13:45	
	マミーズ緑ヶ丘店	14:45～15:05			マルエイ荒尾店	14:20～14:40	
火	清里保育園	10:00～10:30	4/16 5/7、5/28 6/18	火	岩本橋駐車場	10:00～10:20	4/9、4/26(金) 5/21 6/11
	清里小学校	13:10～13:50			川北駐車場	10:30～10:50	
木	中央保育園	10:00～10:30	4/11 5/2、5/23 6/13	木	平井小学校	13:00～13:40	4/4、4/25 5/16 6/6、6/27
	小岱荘	10:35～10:55			開公民館	13:55～14:15	
	緑風園	11:00～11:20			府本小学校	13:15～13:45	
	緑ヶ丘小学校	13:10～13:55			府本熊野宮	13:55～14:15	
金	万田保育園	10:00～10:40	4/19 5/10、5/30(木) 6/21		金山公民館	14:30～14:50	
	原万田三井アパート	10:55～11:15					
	万田小学校	13:00～13:50					
	四ツ山児童公園	14:15～14:35					

※小学校の春休み中の巡回は休みます。
※休館日や祝日によって、巡回日を変更しています。

平成 25 年度後期高齢者医療保険料の通知書を送ります

☎健康生活課高齢者医療係
☎ 63-1420

●仮徴収の対象者には 4 月に通知書を送ります

後期高齢者医療仮徴収保険料額決定通知書を 4 月中旬頃までに送ります。仮徴収の対象者は、特別徴収（年金天引き）で保険料を納めていただく人です。

【仮徴収の対象者と保険料の額】

- ①平成 24 年度に特別徴収で納めていた人は、原則として今年 2 月の徴収額と同額を 4 月・6 月・8 月の年金から徴収します。
- ②平成 24 年度の途中で後期高齢者医療に加入し、納付書か口座振替で納めていた人は、4 月から特別徴収になる場合があります。保険料額は平成 24 年度の保険料額をもとに仮算定しています。

【仮徴収とは】

平成 25 年度の保険料が決定する前に、前年度の保険料額をもとに仮計算した保険料を 4 月・6 月・8 月の 3 回で徴収するものです。保険料の確定は 7 月に行いますが、確定後の本徴収だけで納めていただくと、1 回あたりの徴収額が大きくなるため、仮徴収と本徴収の年 6 回で年金から納めていただきます。

【平成 25 年度の保険料率（平成 24 年度と同じ）】

均等割額：47,900 円 所得割率：9.26%
※所得の低い人や被用者保険被扶養者だった人への保険料軽減は平成 25 年度も継続します。

●保険料の確定額の通知は 7 月に送ります

平成 24 年中の所得（収入）と平成 25 年 4 月 1 日時点の世帯状況で算定します

【保険料の納期】

特別徴収（年金天引き）の場合

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
仮徴収（原則前年度 2 月と同額）			本徴収（保険料確定後の調整額）		

普通徴収（納付書または口座振替の場合）

徴収なし	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
									2 月
									3 月

【特別徴収から口座振替への変更】

申し出により、特別徴収をやめて口座振替に変更することができます。ただし、審査の結果、口座振替への変更が認められない場合もあります。

【申告が必要ではありませんか？】

本人および同じ世帯の人で、収入がない場合や障害年金・遺族年金だけ受給している場合も、申告が必要です。申告をしていないと、低所得世帯でも保険料が軽減されなかったり、食事代の減額や高額療養費の限度額で本来の区分適用ができなかったりする不利益が生じる場合があります。

平成 26 年 4 月から中央小学校の卒業生は荒尾第三中学校に進学します

☎教育振興課学校規模適正化推進室
☎ 63-1653

市では、児童生徒のより良い教育環境の充実に向けた取り組みを進めています。このたび学校規模適正化基本計画に基づき、平成 26 年度から中央小学校の進学中学校変更を行います。

平成 26 年 3 月に中央小学校を卒業した児童から順番に、荒尾第三中学校に進学しますので、3 年後の平成 28 年度に全学年そろそろこととなります。なお、兄弟姉妹がいる場合は、同じ中学校へ進学できる条件付きの特例措置があります。

年度	平成 25 年度	変更	平成 26 年度
荒尾海陽中学校	荒尾第一小校区 万田小校区 有明小校区 中央小校区 清里小校区（高浜を除く）	➔	荒尾第一小校区 万田小校区 有明小校区 清里小校区（高浜を除く）
荒尾第三中学校	平井小校区 緑ヶ丘小校区		平井小校区 緑ヶ丘小校区 中央小校区